

第4次豊田市防犯活動行動計画

みんなで作ろう犯罪のないまち

平成25年3月

豊 田 市

目 次

第1章	策定の趣旨	・・・・・・・・	1
第2章	豊田市における犯罪の現状と課題	・・・・・・・・	2
	1 犯罪の発生状況	・・・・・・・・	2
	2 犯罪の特徴	・・・・・・・・	2
	3 防犯活動行動計画の検証	・・・・・・・・	5
	4 課題と今後の取組	・・・・・・・・	8
第3章	計画の基本的な考え方	・・・・・・・・	9
	1 計画の方向性	・・・・・・・・	9
	2 計画の推進	・・・・・・・・	10
	3 計画の期間	・・・・・・・・	10
	4 数値目標の設定	・・・・・・・・	10
第4章	施策の取組	・・・・・・・・	11
	1 重点的な取組項目	・・・・・・・・	11
	2 推進事業	・・・・・・・・	13
	3 効果の確認	・・・・・・・・	16

参考資料 豊田市犯罪のないまちづくり条例

第1章 策定の趣旨

安全で安心して暮らせるまちの形成は、市民の誰もが思う共通の願いです。

愛知県は近年、刑法犯（※）の認知件数の推移は減少している状況にあります。しかし、空き巣や忍び込みなど住宅を対象とした窃盗の認知件数は、平成19年から5年連続で全国ワースト1位という危機的な状況にありました。また豊田市の刑法犯認知件数は平成10年頃から増加し始め、平成17年に過去最多の9,410件を記録しました。

これらのことから、平成17年3月に「豊田市防犯活動行動計画」（平成16年度から平成18年度）を策定し、「犯罪のないまちづくり」を推進しながら地道な努力を続けてきました。その結果、翌年には刑法犯認知件数を6,930件まで減少させることができました。そして、平成19年4月には、「豊田市犯罪のないまちづくり条例」を施行し、防犯活動行動計画を同条例に位置づけるとともに、平成19年度から平成21年度までの3か年を計画期間とする「新・豊田市防犯活動行動計画」を策定し、さらに平成22年度から平成24年度における「第3次豊田市防犯活動行動計画」（以下、前行動計画）へと移行してきました。この前行動計画で掲げた新規の13事業を含む84事業を推進したことにより、平成22年、平成23年と連続して刑法犯認知件数が大きく減少し、平成24年は過去10年間における最も少ない4,410件となりました。しかしながら、豊田市は刑法犯認知件数や重点罪種認知件数において、愛知県下ではワースト上位に位置しています。また、毎年実施する市民の犯罪に対する意識調査の結果では、留守宅への空き巣や車上ねらいなどの犯罪に対して、過半数以上が不安を持っているという状況が続いています。

このたび「豊田市犯罪のないまちづくり条例」に示された目的を推進し、より一層の犯罪のないまちづくりを計画的に進めていくため、具体的な施行を盛り込んだ「第4次豊田市防犯活動行動計画」を策定しました。

この行動計画に基づき、行政と市民等が共働して、地域の犯罪防止機能を高め、犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を目指していきます。

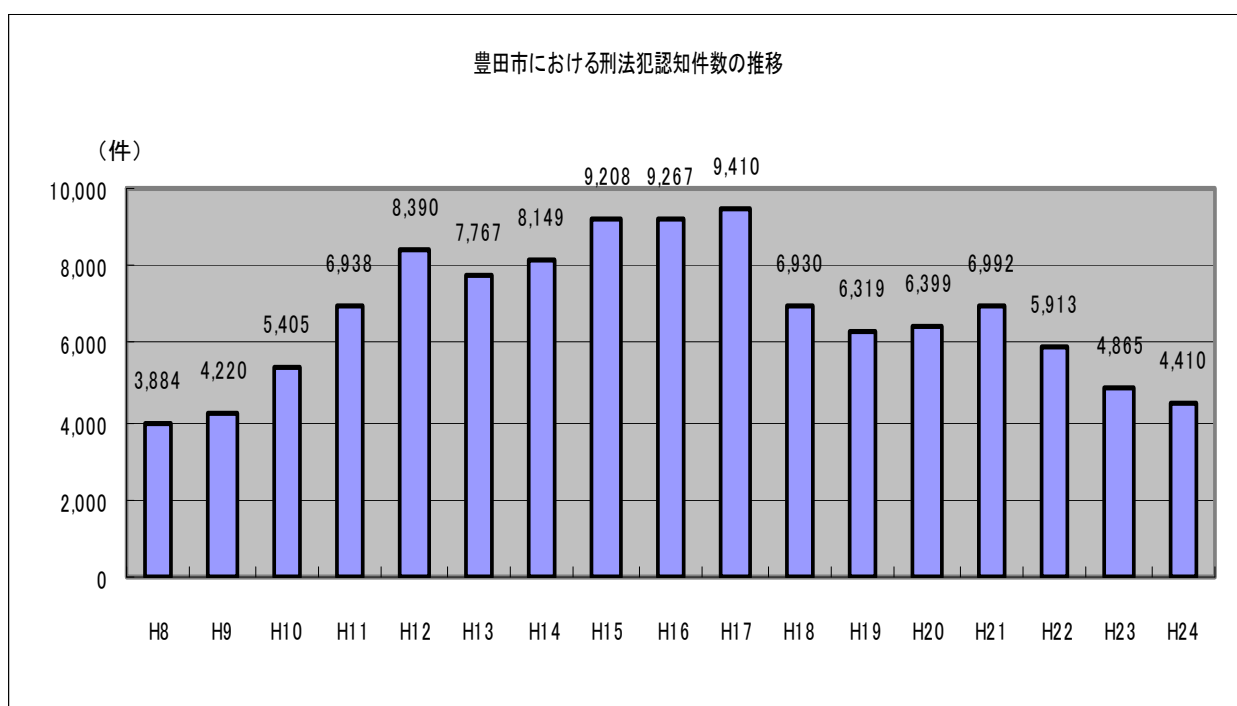
（※刑法犯：凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他刑法犯）

第2章 豊田市における犯罪の現状と課題

1 犯罪の発生状況

豊田市の刑法犯認知件数は、平成10年頃から増加傾向が続いていました。しかし、「自分達のまちは自分たちで守る」をスローガンに、地域での自主防犯活動団体等が自主的に防犯パトロールや子どもの見守り活動を充実させてきました。これらの活動により平成17年のピークを境に翌年には26.3%減少し、その後に若干の増加があったものの現在では再び減少傾向が続いています。図-1のとおり平成22年の刑法犯認知件数は5,913件であり、前年と比較した場合1,080件(15.4%)減少し、また、平成24年は4,410件と、前年との比較において455件(9.3%)減少しています。

図-1



2 犯罪の特徴

平成24年に発生した刑法犯認知件数を包括罪種別でみると、窃盗犯が3,237件と全体の7割以上を占めています。また比較的に市民の身近で発生する重点罪種(※)の認知件数を罪種別でみると、自動車関連窃盗(自動車盗、部品ねらい、車上ねらい)が最も多く46.0%、次いで自転車盗が23.9%、住宅対象侵入盗が11.4%となっています。以前からこの傾向は続いており、豊田市ではこれらの罪種について重点的に対応する必要があります。

(※重点罪種：自動車盗、車上ねらい、部品ねらい、オートバイ盗、自転車盗、恐喝、強盗ひったくり、自動販売機ねらい、侵入盗)

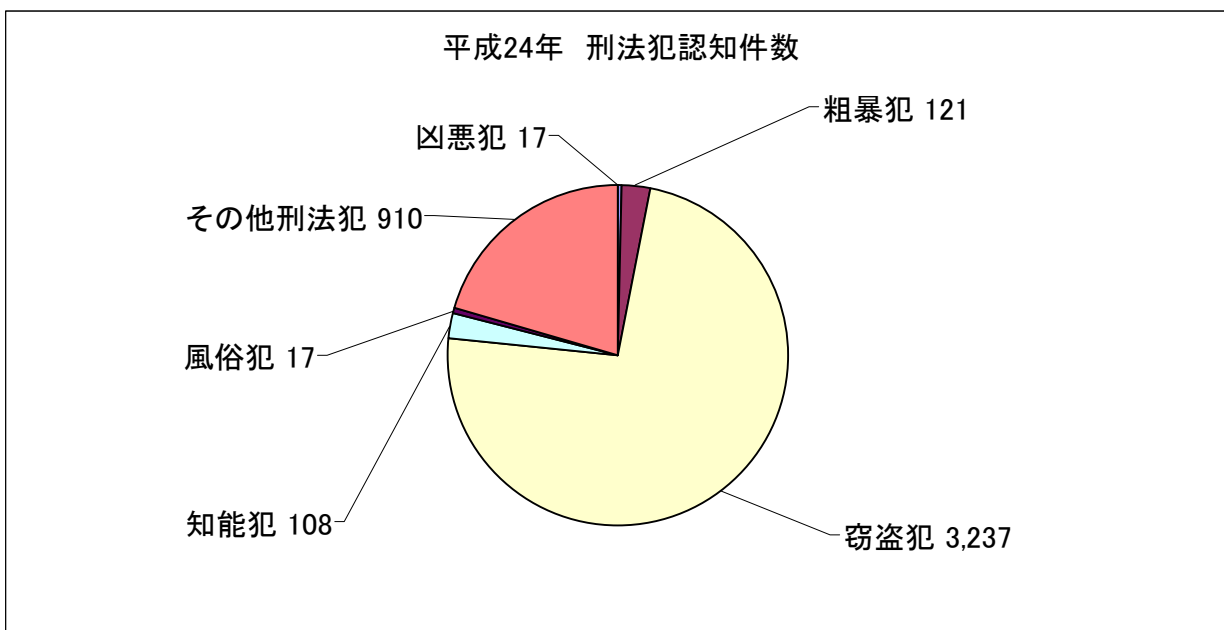
(1) 平成22年～24年刑法犯認知件数及び件数割合

	24年		23年		22年	
	認知件数	件数割合	認知件数	件数割合	認知件数	件数割合
凶悪犯	17件	0.39%	16件	0.33%	17件	0.29%
粗暴犯	121件	2.74%	93件	1.91%	90件	1.52%
窃盗犯	3,237件	73.40%	3,781件	77.72%	4,606件	77.90%
知能犯	108件	2.45%	78件	1.60%	69件	1.17%
風俗犯	17件	0.39%	25件	0.51%	13件	0.22%
その他	910件	20.63%	872件	17.92%	1,118件	18.91%
合計	4,410件	100.0%	4,865件	100.0%	5,913件	100.0%

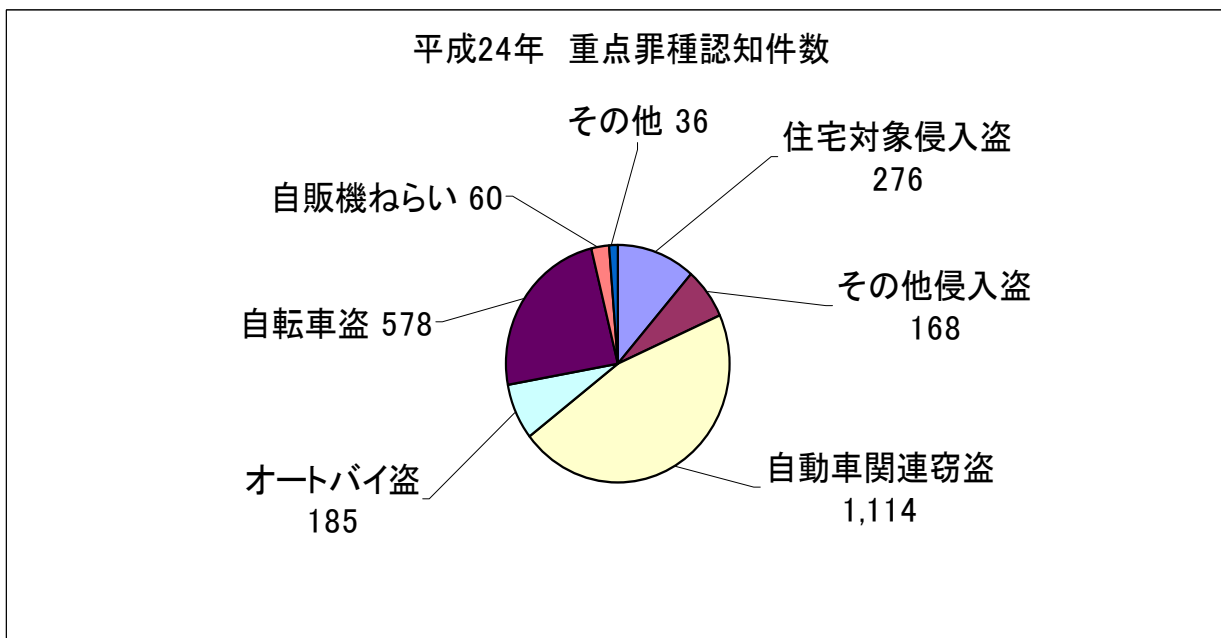
(2) 平成22年～24年重点罪種別認知件数及び件数割合

	24年		23年		22年	
	認知件数	件数割合	認知件数	件数割合	認知件数	件数割合
住宅対象侵入盗	276件	11.42%	209件	7.35%	311件	8.69%
その他侵入盗	168件	6.95%	232件	8.16%	262件	7.32%
自動車関連窃盗	1,114件	46.09%	1,354件	47.64%	1,905件	53.24%
オートバイ盗	185件	7.65%	172件	6.05%	248件	6.93%
自転車盗	578件	23.91%	704件	24.77%	702件	19.62%
自販機ねらい	60件	2.48%	138件	4.86%	121件	3.38%
その他	36件	1.49%	33件	1.16%	29件	0.81%
合計	2,417件	100.0%	2,842件	100.0%	3,578件	100.0%

図-2



凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他刑法犯	合計
17件	121件	3,237件	108件	17件	910件	4,410件
0.4%	2.7%	73.4%	2.4%	0.4%	20.6%	100.0%



住宅対象侵入盗	その他侵入盗	自動車関連窃盗	オートバイ盗	自転車盗	自販機ねらい	その他	合計
276件	168件	1,114件	185件	578件	60件	36件	2,417件
11.4%	7.0%	11.6%	7.7%	23.9%	2.5%	0.5%	100.0%

3 防犯活動行動計画の検証

前行動計画における目標数値の達成状況、主な活動実績は次のとおりです。

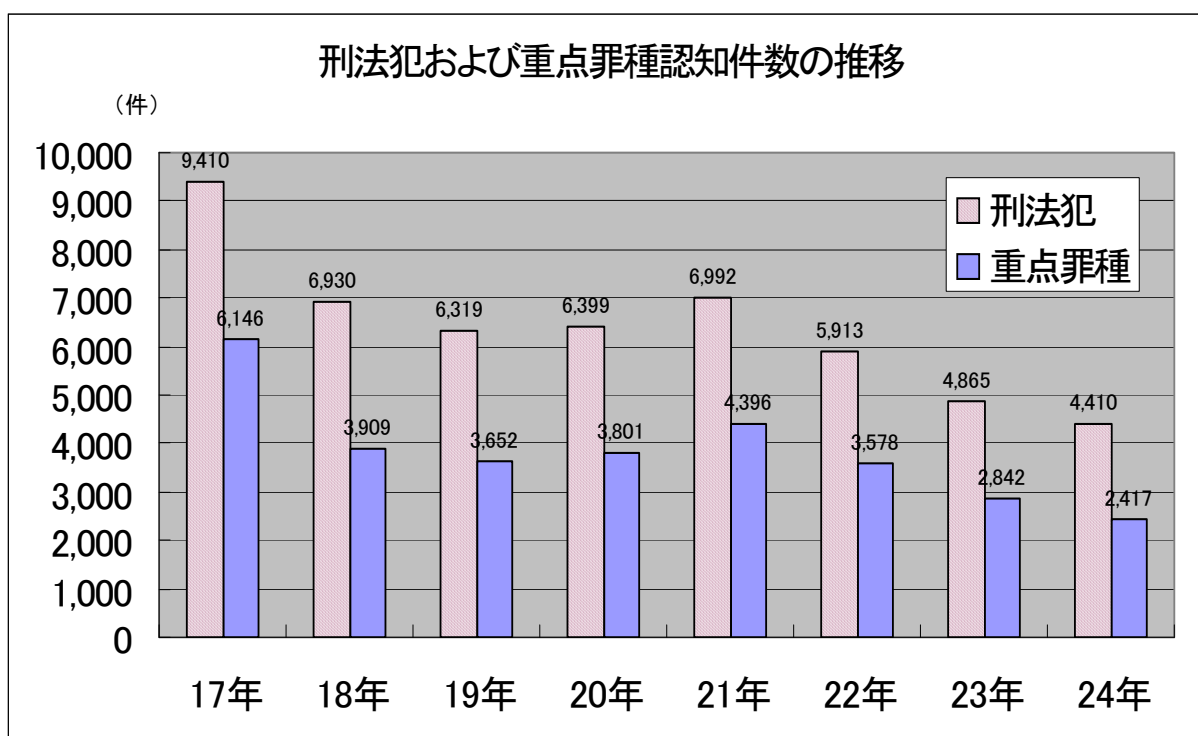
(1) 目標数値の達成状況

愛知県が策定した「新しい政策の指針」に掲げられている犯罪を半減する政策目標の実現に向けた「あいち地域安全新3か年戦略」(平成21年度～平成23年度)において、刑法犯認知件数を3年間で2万件以上減少させることを目指していることを受け、同戦略との整合性を図ったうえで、市民に身近な重点罪種について、その発生件数を3か年で1,300件以上減少させることを目標としました。あわせて平成19年3月策定の「新・豊田市防犯活動行動計画」で掲げた長期的な目標である刑法犯認知件数を平成8年当時の3,900件程度に抑制することにも取り組んできました。達成の状況としては図-3のとおり、前行動計画に基づいた取組により、市民の身近で発生する重点罪種の認知件数が減少傾向に転じ、目標を大きく達成できたことが分かります。

【第3次豊田市防犯活動行動計画で掲げた目標】

重点罪種認知件数	3か年で1,300件以上減少
刑法犯認知件数	3,900件程度に抑制

図-3



(2) 主な活動の実績

ア 自主防犯活動団体の設立

豊田市では多くの自主防犯団体が活動しています。その多くは自治区で構成する団体であり、全体の約7割を占めています。その他にPTA、老人クラブ、自主的に編成する団体があり、団体の活動内容はそれぞれの活動地区の実情に合わせて、通学路における登下校の児童の見守りや定期的な地域の巡回パトロールなどを継続的に行っています。

22年度	23年度	24年度
366団体	378団体	371団体

《累積団体数》

イ 地域防犯リーダー養成講座の実施

自主防犯活動団体に活動している市民を対象に地域防犯リーダー養成講座（年4回）実施しています。これは防犯に関する知識や技術を習得し、自治区等においてリーダーの役割を担う人材を育成するのが目的です。内容は、住宅対象侵入盗対策を主軸に、近年の犯罪発生状況や最新の対応策、モデルハウスを用いた実践的な防犯住宅診断、グループワークなど多様なカリキュラムになっています。

22年度	23年度	24年度
315人	371人	418人

《受講修了者累積人数》

ウ 「緊急メールとよた」登録件数

「緊急メールとよた」は、あらかじめ登録された市民に対し、犯罪情報や気象情報メール配信するシステムです。犯罪情報の配信を希望した場合に、統計情報は週1回、不審者情報は被害情報が寄せられ次第、随時配信しています。犯罪等の状況を「緊急メールとよた」で各家庭、個人に適宜伝えることで、防犯意識を高め、防犯対策に繋げていくことが目的です。市内、子ども園の園児保護者等に対して登録の呼びかけをしているため、年々その登録数は増加しています。

22年度	23年度	24年度
11,648件	16,617件	17,026件

エ 巡回パトロールの実施

(ア) 地域安全指導員による防犯パトロール

常駐する4名の地域安全指導員(警察官OB)が青色回転灯を装備した車両(以下、青パト)で市内をパトロールしています。昼間に不在をする家庭にとっては、空き巣等の不安が軽減され、また小中学校区を単位としてパトロールするため、児童生徒の下校時における不審者に対する防犯にも効果があります。

(イ) 民間警備会社における防犯パトロールの実施

土日を含め、年間を通じて深夜巡回パトロールを実施しています。警察との情報を共有し、犯罪の発生状況により、当初に予定していた巡回経路を変更するなど柔軟な対応をしているのが特徴です。深夜以外においては、自転車盗の被害が多いことから市営駐輪場を中心に、また通学路等の安全確保や学校周辺の危険箇所の確認のためのパトロールも同時に行っています。

オ 犯罪のないまちづくり推進強化地区の設定

市内で多発する「住宅対策侵入盗」「自動車関連窃盗」の2点を重点項目とし、過去の犯罪発生状況を踏まえて指定強化地区を設定し、これらの犯罪に対する防犯の啓発や注意喚起をより重点的に行っています。具体的な内容として地域安全指導員による青パトによるパトロール、自治区行事の中で地域の犯罪発生状況をパネル等の展示及び防犯グッズの配布、警察と連携した防犯講話の実施などがあります。それらの活動によって住宅対策侵入盗及び自動車関連窃盗ともに3年連続して大幅に減少するなど、犯罪抑止効果が現れています。

重点罪種	平成22年度	平成23年度	平成24年度
住宅対策侵入盗	-50.8%	-44.4%	-57.1%
自動車関連窃盗	-5.7%	-26.9%	-54.5%

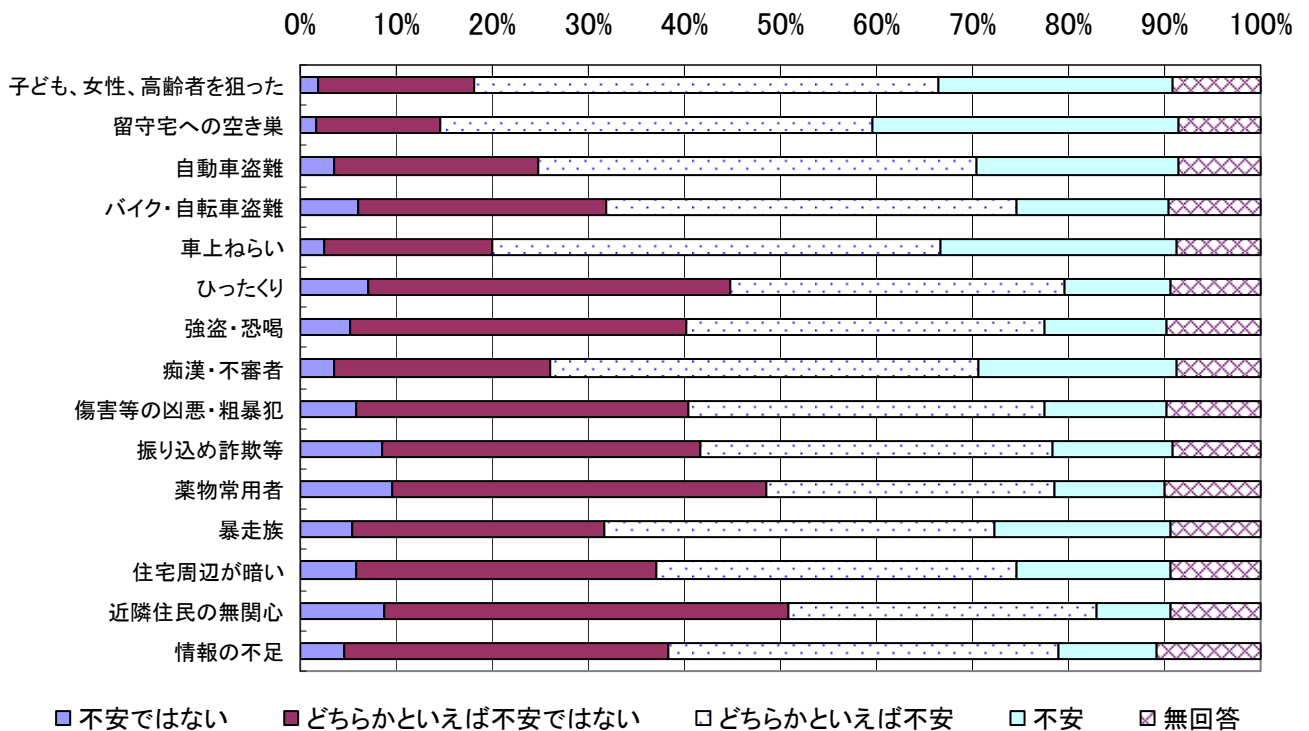
カ 犯罪に対する意識調査

毎年「市民の犯罪に対する意識調査」を実施しています。回答率は70%を超えており、このことから市民の皆さんが犯罪に対して高い関心を持っていることが分かります。調査の内容は犯罪の項目ごとに「あまり不安に感じていない」「少し不安に感じている」「不安に感じている」「とても不安に感じている」の4段階に区分し、犯罪の種類ごとに選択する方法を用い、過去の実績から「留守宅への空き巣被害」、「子ども、女性、高齢者を狙った犯罪」「車上ねらいの被害」「自動車の盗難」「痴漢、不審者の出没」の順で、多くの

人が何らかの不安を持っていることが分かっています。

平成24年度においても「留守宅への空き巣被害」、次いで「子ども、女性、高齢者を狙った犯罪」「痴漢、不審者等の出没」の順に不安への割合が多くなっています。自動車関連窃盗や自転車盗といった「物」を狙った犯罪に比べ、「人」を巻き込む恐れのある犯罪の方が不安感強い傾向にあります。

図ー4 平成24年度犯罪に対する意識調査 積み重ね



4 課題と今後の取組

前行動計画策定以降における刑法犯及び重点罪種はともにその認知件数を減少しています。その要因は、市民が自ら身を守ることへの意識が向上したこと、それに伴い住民同士の連携による地域ぐるみの防犯活動が展開されたこと、青パトによる市内の全域的なパトロール、そして警察による様々な防犯の取組などによるところが大きいと判断します。その一方、地域間においては、防犯に対する意識の格差が生じているという課題も浮き彫りになってきました。今後、犯罪の減少を推し進めるためには、市内で多発している自動車盗や部品ねらいなど、いわゆる自動車関連窃盗や住宅対象侵入盗などに対する重点的な取組の継続に加え、全体的な防犯意識の底上げを目的に地域への啓発を強化すること、そして市民生活における防犯環境の整備を具体的に実践すべきと考えます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の方向性

犯罪のないまちづくりの施策を展開するため、豊田市の犯罪の特徴から課題を整理し、次を重点項目と定めて行動計画として実施していきます。

自主的な防犯活動の推進

住民の防犯意識が高く、防犯活動が活発な地域は犯罪が起きにくいとされています。自主的な防犯活動を行う団体に対して支援をするとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」ということを積極的に働きかけていきます。

防犯意識の高揚を図るための取組

市民ひとり一人が防犯意識を持つことで、多発する住宅対象侵入盗や自動車関連窃盗は減少へと繋がっていきます。個人でも未然に防ぐことができる具体的な防犯対策等を伝えるなど、広域的に防犯意識の高揚を図っていきます。

防犯の視点を取り入れた環境の整備

防犯の環境を整備するうえで大きな柱として、防犯カメラの適正な設置と運用を推進するための「豊田市防犯カメラの設置及び運用に関する条例」を施行し、同時に設置に関連した補助制度を実施していきます。

総合的な行政の対応、関係機関との連携

市、市民、事業者が協力体制をより強固なものとし、あわせて警察との連携を強化して共働による安全で安心なまちづくりに取り組んでいきます。

2 計画の推進

防犯の取組として推進していくためには、各行動主体が防犯意識に基づいて、それぞれの役割を認識しながら相互に連携・共働し、一体となって体制を整えていく必要があります。それらは豊田市犯罪のないまちづくり条例において、市の責務、市民の責務、事業者の責務とそれぞれの役割が示されています。

《市の責務》

- 犯罪のないまちづくりに関する施策の策定及び実施に努めなければならない。
- 防犯に関する情報の提供及び知識の普及啓発に努めなければならない。
- 施策の策定及び実施にあたり、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるとともに、県、警察その他の関係機関との連携を図るよう努めなければならない。

《市民の責務》

- 自らの生命及び財産を守るため、防犯上の安全の確保等に配慮するとともに、防犯に関する知識の習得に努めなければならない。
- 市及び関係機関が実施する犯罪のないまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

《事業者の責務》

- 事業活動の実施において、防犯上の安全の確保等に配慮するとともに、事業活動用施設等を常に安全な状態に維持管理するよう努めなければならない。
- 市及び県、警察その他の関係機関が実施する犯罪のないまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 計画の期間

策定後の3年間（平成25年度～平成27年度）を計画期間とし、3年ごとに計画の見直しを図ることとしますが、計画期間中であっても社会情勢等の変化に柔軟に対応し、必要に応じて見直しを図ります。

4 数値目標の設定

第4次豊田市防犯活動行動計画は、豊田市犯罪のないまちづくり条例に基づき策定されるものであり、同条例の目的が「犯罪の抑止」であることから、犯罪の認知件数を指標として目標数値を設定します。具体的には刑法犯認知件数を成果指標とし、この計画期間における動向を常に着目しながら柔軟でより効果的な取組を目指していきます。

刑法犯認知件数

3,800件以下

第4章 施策の取組

1 重点的な取組項目

(1) 自主的な防犯活動の推進

自主防犯活動団体への支援	
担い手の育成 活動用物品支給等	地域の防犯活動の中心となる担い手を育成するため、防犯リーダー養成講座を開講し、防犯に関する知識が地域全体に広がるように支援します。また、自主防犯活動団体に対し、活動に必要な物品等の支援を継続的に行っていきます。
犯罪のないまちづくり 推進強化地区対策	自動車関連窃盗や住宅対象侵入盗の発生状況等から重点的に取組むべき推進強化地区を指定し、出前講座の実施や防犯パトロールの強化を図り、地区住民の防犯意識の向上と犯罪削減を目指していきます。

(2) 防犯意識の高揚を図るための取組

犯罪情報等の提供	
「緊急メールとよた」 登録促進	市内のイベントや地域のふれあいまつりを通じて、「緊急メールとよた」の啓発チラシを配布し、登録を呼び掛け、多くの市民に犯罪発生の情報を提供できる体制を整えます。
迅速な犯罪情報等の提供	発生した犯罪情報等を広く迅速に携帯電話やパソコンへメール配信して、地域の住民に対して注意を促します。また、内容や経過を伝えるための新たな手段の構築を検討します。
街頭啓発活動の推進	
市民や警察と 連携した街頭啓発	防犯意識の向上や自ら実践できる防犯対策を体感してもらうため、防犯に配慮した各種の防犯用品などの紹介を行っていきます。また、犯罪情勢や防犯知識等のパネル展示などを行うイベントを市民や警察と共働で行います。

<p>高齢者に対する 啓発活動の実施</p>	<p>高齢者が振り込め詐欺や悪質商法等の犯罪に巻き込まれることを防止するため、既存の高齢者交通安全世帯訪問事業と合わせて面談をしながら注意喚起を促します。</p>
<p>出前講座における 防犯講話の充実</p>	<p>自治区等の単位で、市内や地区で発生している犯罪状況を伝えるとともに、効果的な犯罪対策をお知らせしていきます。警察と犯罪発生状況の情報を共有して連携を図ります。</p>

(3) 防犯の視点を取り入れた環境の整備

犯罪の起きにくい生活環境づくり

<p>防犯カメラの普及 及び設置促進</p>	<p>市民等の権利利益の保護を図りながら、公共の場所における防犯カメラの適正な設置と運用を推進していきます。 防犯カメラの設置を周知することで、犯罪の抑止効果をさらに引き上げていきます。</p>
<p>防犯カメラ設置に 対する補助制度</p>	<p>防犯カメラの普及及び設置促進を具体的に図るため、自治区や自主防犯活動団体などが行う新たな防犯カメラの設置に対して、豊田市防犯設備整備費補助金交付要綱に基づき設置費用の一部を補助していきます。</p>
<p>環境浄化（美化）の活動推進</p>	<p>環境が悪化している地域については、青少年の非行を始め、各種の犯罪を誘発・助長する恐れがあることから、放置自転車の撤去や落書きなどの除去により、安全・安心が目視できるような環境を作っていきます。</p>

公共施設の安全確保

<p>防犯カメラ設置による 公共施設の安全確保</p>	<p>公共施設において人の目が行き届きやすい環境に整備することや防犯カメラの設置により、犯罪者が行動しにくい場所とすることなど、利用者の安全確保と施設の防犯向上を図ります。</p>
---------------------------------	--

巡回活動の強化

犯罪多発地区深夜巡回

住宅対象侵入盗及び自動車関連盗を未然に防止し、指定罪種の発生件数を削減するとともに、市民の犯罪に対する不安感を改善します。

市営駐輪場等巡回

自転車盗難の防止や子ども、女性・高齢者など犯罪弱者に対する犯罪等を未然に防ぎます。

通学路等安全巡回

登下校する児童生徒を交通事故や不審者などの危険から守り、高い安全・安心を確保します。

(4) 総合的な行政の対応、関係機関との連携

警察、地域との連携強化による地域防犯力の向上

連携強化への取組

総合的に「犯罪のないまちづくり」を実施するため、市、市民等及び関係機関が相互に緊密な連携を図ることが出来るように共働体制の構築及び充実に努めていきます。

2 推進事業

(1) 自主的な防犯活動の推進

取組内容	実施主体	区分	開始年度
職員による危険箇所の通報	全 庁	継続	平成16年度
豊田市防犯ネットワーク会議への情報提供	交通安全防犯課	継続	平成16年度
要請に基づく地域安全指導員、巡回員の派遣	交通安全防犯課	継続	平成16年度
自主防犯活動による啓発の推進	交通安全防犯課	継続	平成16年度
自主防犯活動団体への活動物品支援	交通安全防犯課	継続	平成16年度
自主研修への講師料支援、啓発資材の貸し出し	交通安全防犯課	継続	平成16年度
新入児童等への防犯ブザーの配布	交通安全防犯課	継続	平成16年度

取組内容	実施主体	区分	開始年度
危機管理マニュアル作成と訓練の実施	保育課 学校教育課	継続	平成16年度
青色防犯パトロール活動の支援	交通安全防犯課	継続	平成17年度
地域防犯リーダー（担い手）の育成	交通安全防犯課	継続	平成17年度
地域安全指導員等による巡回警備・防犯診断	交通安全防犯課	継続	平成17年度
犯罪のないまちづくり推進強化地区の指定	交通安全防犯課	継続	平成19年度
事業者の地域防犯活動への参加促進	交通安全防犯課	継続	平成19年度
防犯活動功労者（団体）の表彰	交通安全防犯課	継続	平成22年度
地域予算提案事業の推進	地域支援課 各支所	継続	平成22年度
リーダー研修における犯罪弱者防犯プログラム	交通安全防犯課	新規	平成25年度

(2) 防犯意識の高揚を図るための取組

取組内容	実施主体	区分	開始年度
公用車による啓発活動	全 庁	継続	平成16年度
各家庭における防犯対策の促進	交通安全防犯課	継続	平成16年度
「広報とよた」への防犯特集の掲載	交通安全防犯課	継続	平成16年度
各種イベントにおける啓発活動	交通安全防犯課	継続	平成16年度
安全教育の実施	学校教育課	継続	平成16年度
教職員等の防犯講習会	学校教育課	継続	平成16年度
ホームページ等への掲載	交通安全防犯課	継続	平成17年度
防犯街頭キャンペーンの実施	交通安全防犯課	継続	平成17年度
公用車による青色防犯パトロール	交通安全防犯課	継続	平成17年度
緊急情報の共有化	交通安全防犯課	継続	平成17年度
地域イベントでの防犯グッズの展示	交通安全防犯課	継続	平成17年度
「緊急メールとよた」による意識啓発	交通安全防犯課	継続	平成17年度
新入学児童及び保護者への啓発	交通安全防犯課	継続	平成19年度
個人住宅の防犯性向上の促進	交通安全防犯課	継続	平成19年度
緊急情報メールによる啓発	学校教育課	継続	平成19年度

取組内容	実施主体	区分	開始年度
啓発プログラム・教材の開発	学校教育課	継続	平成19年度
通学路安全マップの作成	学校教育課	継続	平成19年度
スクールガード活動の推進	学校教育課	継続	平成22年度
成年後見制度の利用支援による啓発	障がい福祉課 高齢福祉課	継続	平成22年度
高齢者への犯罪被害防止の普及啓発	高齢福祉課	継続	平成22年度
職員への啓発事業実施のための研修	交通安全防犯課	新規	平成25年度
市民の犯罪に対する意識調査の拡充	交通安全防犯課	新規	平成25年度
高齢者交通安全世帯訪問事業の充実	交通安全防犯課	新規	平成25年度

(3) 防犯の視点を取り入れた環境の整備

取組内容	実施主体	区分	開始年度
業務委託による地域安全巡回	交通防犯課	継続	平成16年度
防犯灯の設置及び管理費の支援	地域支援課 各支所	継続	平成16年度
校内における防犯カメラの設置	教育行政課	継続	平成16年度
商店街等の防犯カメラ設置補助	商業観光課	継続	平成16年度
商店街等の街路灯設置補助	商業観光課	継続	平成16年度
学校の警備委託	教育行政課	継続	平成16年度
通学路等の安全点検	学校教育課	継続	平成16年度
門扉、フェンス等の整備	保育課 教育行政課	継続	平成16年度
防犯管理体制の整備	保育課 学校教育課	継続	平成16年度
緊急時の連絡体制の確立	保育課 学校教育課	継続	平成16年度
ボランティア団体による違反広告物の除却制度	都市計画課	継続	平成16年度
照明灯の設置	施設所管課	継続	平成17年度
植栽配置等の工夫	施設所管課	継続	平成17年度
駐車場、駐輪場等への夜間照明の設置	施設所管課	継続	平成17年度
死角をつくらぬ樹木の配置、剪定	公園課	継続	平成17年度
遊具の選定、配置	公園課	継続	平成17年度
公園灯の設置	公園課	継続	平成17年度

取組内容	実施主体	区分	開始年度
学校施設へのインターホンの設置	教育行政課	継続	平成17年度
教室等の配置検討	保育課 教育行政課	継続	平成17年度
児童・福祉施設の警備委託	保育課	継続	平成17年度
「こども110番の家」の充実	警察署 学校教育課	継続	平成17年度
施設内の防犯チェック	保育課 学校教育課	継続	平成18年度
地下道等への照明灯等の設置	交通安全防犯課	継続	平成18年度
駐車場への防犯対策の促進	交通安全防犯課	継続	平成19年度
防犯カメラ設置に対する補助制度	交通安全防犯課	新規	平成25年度
公共施設等における防犯カメラの設置運用	交通安全防犯課	新規	平成25年度

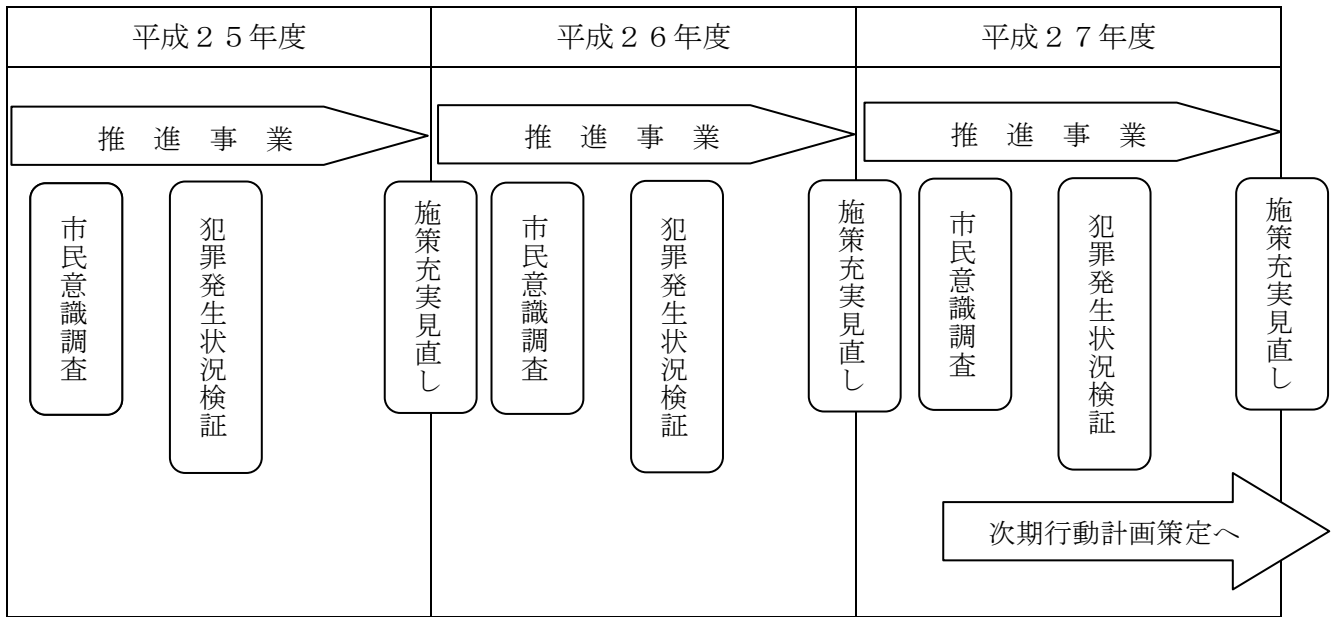
(4) 総合的な行政の対応、関係機関との連携

取組内容	実施主体	区分	開始年度
防犯協会等との連携による防犯活動の推進	交通安全防犯課	継続	平成16年度
地域教育懇談会への情報提供	交通安全防犯課	継続	平成16年度
自主防犯活動団体相互の連携支援	交通安全防犯課	継続	平成19年度
緊急情報共有化広域ネットワークとの連携	学校教育課 交通安全防犯課	継続	平成22年度
防犯協会との連携による啓発活動	交通安全防犯課	継続	平成22年度
警察との協力体制の強化	交通安全防犯課	継続	平成22年度
民生委員、地域包括支援センターとの連携	高齢福祉課	継続	平成22年度
西三北地域連携生徒指導推進委員会と情報共有	交通安全防犯課	継続	平成22年度
交通安全業務との共働啓発	交通安全防犯課	新規	平成25年度
少年院等の緊急事態における連携整備	交通安全防犯課	新規	平成25年度

3 効果の確認

第4次豊田市防犯活動行動計画の推進による効果の確認は、毎年公表される「刑法犯認知件数」の数値により評価します。本計画期間満了の平成27年末時点で刑法犯認知件数から達成度を計り、総合的な評価をしていきます。また、年度毎に取組効果の検証を実施し、さらに犯罪発生状況や犯罪に対する市民意識調査の結果を踏まえつつ、随時、計画内容について見直しを図っていきます。

◆スケジュール



豊田市犯罪のないまちづくり条例

平成18年条例第80号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のないまちづくりに関して、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪のないまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪の抑止及び治安に対する市民の不安感の解消を図り、もって安心して生活することのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、犯罪のないまちづくりに関する施策の策定及び実施に努めなければならない。

2 市は、防犯に関する情報の提供及び知識の普及啓発に努めなければならない。

3 市は、第1項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるとともに、県、警察その他の関係機関（以下「関係機関」という。）との連携を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、自らの生命及び財産を守るため、防犯上の安全の確保等に配慮するとともに、防犯に関する知識の習得に努めなければならない。

2 市民は、市及び関係機関が実施する犯罪のないまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動の実施において、防犯上の安全の確保等に配慮するとともに、事業活動用施設等を常に安全な状態に維持管理するよう努めなければならない。

2 事業者は、市及び関係機関が実施する犯罪のないまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自主防犯活動の推進)

第5条 市、市民及び事業者は、犯罪のないまちづくりを推進するに当たっては、自主防犯活動（犯罪の抑止及び安全の確保のために、市民及び事業者が自主的に行う啓発活動及び実地活動をいう。以下同じ。）の積極的な推進を基本とする。

2 市民は、自主防犯活動に参加するよう努めるとともに、自主防犯活動に必要な知識及び技術の習得及び普及啓発に努めるものとする。

3 事業者は、地域社会の一員として、市民が推進する自主防犯活動に積極的に関与するとともに、自らも自主防犯活動を推進するよう努めるものとする。

(自主防犯活動団体)

第6条 市民は、自主防犯活動を推進することを目的とする団体(以下「自主防犯活動団体」という。)を組織することができる。

2 市民は、自主防犯活動団体を組織し、次条に規定する支援を受けようとするときは、あらかじめ、規則に定めるところにより、市長に当該団体の登録を申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、適当であると認めるときは、当該団体を登録するとともに、その旨を申請した者に対して通知するものとする。

(自主防犯活動の支援)

第7条 市は、自主防犯活動団体に対して、自主防犯活動の推進に必要な知識及び技術の普及啓発その他自主防犯活動に必要な支援をするものとする。

(子どもの安全確保)

第8条 市は、児童、生徒、幼児等(以下「児童等」という。)が登下校時等において犯罪の被害を受けることのないよう、児童等の安全確保に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市民は、自主防犯活動を通じて、児童等の登下校時等における安全確保に努めるものとする。

3 市、市民及び事業者は、児童等が犯罪の発生するおそれのある場所に近づかないよう指導するとともに、通学路等における防犯上の危険箇所を排除するよう努めるものとする。

(女性及び高齢者の防犯対策)

第9条 市は、女性及び高齢者が犯罪の被害を受けることのないよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(自動車関連盗難の防止対策)

第10条 市は、自動車盗、車上ねらいその他自動車関連盗難の防止に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(豊田市防犯ネットワーク会議)

第11条 市長は、市民、事業者及び関係機関と連携して犯罪のないまちづくりを推進するため、豊田市防犯ネットワーク会議(以下「ネットワーク会議」という。)を設置する。

2 ネットワーク会議は、自主防犯活動団体、関係機関その他犯罪のないまちづくりに関する活動を行う団体(以下「構成団体」という。)の代表者により構成するものとする。

3 ネットワーク会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 犯罪のないまちづくりに関する施策の協議、検討及び推進に関すること。

(2) 市及び構成団体相互の連絡調整及び情報の共有に関すること。

4 前3項に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(防犯活動行動計画)

第12条 市長は、犯罪のないまちづくりに関する施策を体系的に推進していくため、防犯活動行動計画を策定するものとする。

(犯罪のないまちづくり推進強化地区の指定)

第13条 市長は、自主防犯活動の推進による犯罪のないまちづくりに特に重点的に取り組む必要があると認めるときは、犯罪のないまちづくり推進強化地区（以下「推進強化地区」という。）を指定することができる。

2 推進強化地区は、小学校区を最小単位として指定するものとする。

3 市長は、推進強化地区を指定するときは、当該地区における犯罪発生状況等を総合的に勘案して、重点的に取り組む事項を併せて指定するものとする。

4 市長は、推進強化地区を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地区に存する自主防犯活動団体をはじめ、市民及び事業者と協議するものとする。

(推進強化地区における取組)

第14条 市は、推進強化地区においては、重点的に取り組む事項に応じて、自主防犯活動団体の設立及び活動の支援並びに施設及び基盤の整備に関し必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

平成25年3月
豊田市社会部交通安全防犯課

〒471-8501

愛知県豊田市西町3丁目60番地

TEL 0565-34-6633

FAX 0565-32-3794

E-mail bouhan@city.toyota.aichi.jp